

# 令和元年度随時監査の結果に関する報告について

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査  
(同条第5項に基づく随時監査として実施)

## 2 監査の対象

### (1) 対象事務

収入証紙及び現金の出納管理

### (2) 対象年度

令和元年度

### (3) 対象機関(11機関13か所)

- ① 出納管理課
- ② 西濃県事務所
- ③ 揖斐県事務所
- ④ 中濃県事務所(郡上市駐在を含む。)
- ⑤ 可茂県事務所
- ⑥ 東濃県事務所
- ⑦ 恵那県事務所
- ⑧ 飛驒県事務所(下呂市駐在を含む。)
- ⑨ 岐阜県税事務所
- ⑩ 岐阜保健所
- ⑪ 古川土木事務所

## 3 監査の着眼点

- ・収入証紙の売りさばきに係る調定は、適切に行われているか。
- ・指定金融機関への現金の払込みは、遅延していないか。
- ・収入証紙及び現金の受払が遅滞なく各出納簿に記載されているか。
- ・収入証紙及び現金の現物が各出納簿の残数量と一致しているか。
- ・収入証紙の毎月末の残数量を収支等命令者が確認しているか。
- ・収入証紙の還付及び交換の手続は、適正に行われているか。

## 4 監査の実施内容

不正・不祥事の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて監査を実施した。

事務局書記による予備監査を実地で行い、その後、監査委員による本監査を書面で行った。

事務局書記による予備監査 : 令和元年 12 月 24 日 (火)

監査委員による本監査 : 令和 2 年 1 月 29 日 (水)

## 5 監査の結果

揖斐県事務所、中濃県事務所、恵那県事務所、飛騨県事務所、岐阜保健所及び古川土木事務所において、指摘事項又は指導事項が認められたので、是正又は改善を講ずるよう求めた。

なお、他の 5 機関においては、特に指摘及び指導する事項は認められなかった。

機関名	区分	内容
揖斐県事務所	指導事項	<p>収入証紙及び現金の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>収入証紙の指定売りさばき人への払出し及び同数量の出納管理課からの受入れについて、収入証紙関係出納簿に記載すべきところ、これを行っていなかったため、指定売りさばき人へ払出しを行った後、出納管理課から受入れがなされるまでの間、帳簿と現物の数量が一致しない状態となっていた。</li> <li>収入証紙関係出納簿及び現金出納簿について、日々の受払を表計算ソフトで管理しており、1 か月分をまとめて各出納簿に転記する方法で作成していたため、証跡を残すことなく過去に遡って追記や修正ができる状態となっていた。</li> </ol>
中濃県事務所	指導事項	<p>収入証紙の管理事務において、収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>
恵那県事務所	指導事項	<p>収入証紙及び現金の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>収入証紙関係出納簿及び現金出納簿について、日々の受払を各出納簿に鉛筆で記載し、1 か月分をまとめて清書する方法で作成していたため、証跡を残すことなく過去に遡って追記や修正ができる状態となっていた。</li> </ol>

		<p>2 鉛筆で記載された12月分の収入証紙関係出納簿の証紙受払状況欄に複数の記載誤りがあった。</p> <p>3 収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあった。</p>
飛騨県事務所	指導事項	<p>収入証紙の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 収入証紙の指定売りさばき人への払出し及び同数量の出納管理課からの受入れについて、収入証紙関係出納簿に記載すべきところ、これを行っていなかったため、指定売りさばき人へ払出しを行った後、出納管理課から受入れがなされるまでの間、帳簿と現物の数量が一致しない状態となっていた。</p> <p>2 収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあった。</p>
岐阜保健所	指摘事項	<p>収入証紙の管理事務において、収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、定期監査において令和元年7月に指導したにもかかわらず、11月分について確認印を得ていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
古川土木事務所	指導事項	<p>収入証紙の管理事務において、収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>

(注) 監査の結果における区分は、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項